

第1章

はじめに



第1章 はじめに

1. 藤沢市都市交通計画策定の背景と目的

1-1 策定の背景・目的

●策定の背景

地方公共団体は、交通に関する施策について基本理念等を掲げた「交通政策基本法*」に基づく交通政策基本計画*（国土交通省）を踏まえ、同法に規定された責務を果たすべく、交通に関する施策を、まちづくり等の観点を加えながら、総合的かつ計画的に実施することが求められています。

藤沢市は、2014年(平成26年)に交通に関する基本的な方針である「藤沢市交通マスタープラン」、2015年(平成27年)にその実施計画として「藤沢市交通アクションプラン」を策定し、様々な交通施策を進めてきました。当初計画の策定から10年近くが経過する中、交通をとりまく状況は大きく変化し、従来からの課題への対応だけでなく、超高齢社会のさらなる進展、新型コロナウイルスにより顕在化したテレワーク*（在宅勤務等）やEC*（電子商取引）等の定着により移動が減少するなど新たな課題に対応し、市民が安心して暮らすことのできる持続可能な移動環境の構築が求められてきています。

また、全世界的な脱炭素の達成のため、環境にやさしい交通手段への転換を促すほか、市民活動・産業活動の交流・連携、また、観光都市としての魅力を支える広域交通網などの整備を進めつつ、都市の活力を持続させるなど交通には多くの役割が求められています。

本市では、2030年(令和12年)を見据えた中長期的な総合交通体系の方向性を示し交通施策を展開していく上で、基本的な指針となる「藤沢市交通マスタープラン」、交通マスタープランで位置付けた施策の中から、個別まちづくり計画との連携や整合を図り、短期(5年)・中期(10年)的に戦略的に実施していく施策を「戦略施策」として示した「藤沢市交通アクションプラン」の2つの計画より、進行・管理を行ってきましたが、社会状況の変化等により施策を見直す場合には、両計画の改定が必要となることから、社会状況の変化に柔軟に対応した交通施策を実施するため、2つの計画を統合・整理し、新たに「藤沢市都市交通計画」として策定を行ったものです。

●策定の目的

1. 総合交通体系の基本的な方針の設定

持続可能な移動環境の構築及び交通基盤整備による都市活力の創出を市民、交通事業者、行政などが協働・連携し進めるため、総合交通体系の基本的な方針を定めます。

2. 地域交通の維持・強化

人口減少により、公共交通の利用者が減少し、交通事業者をとりまく状況がより厳しくなることが見込まれる一方で、移動ニーズが多様化する中で、市民が安心して、暮らすことのできる持続可能な移動環境を構築する方向性を定めます。

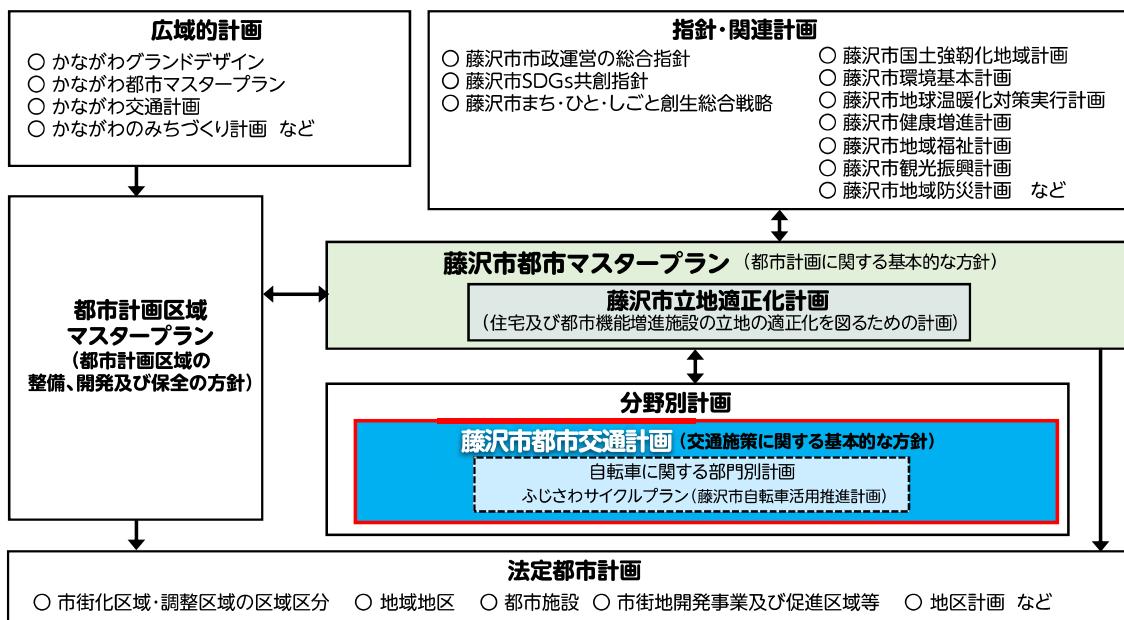
3. 社会変化に応じて、短・中期的に柔軟かつ重点的に実施していく「重点施策」の設定

個別のまちづくり計画との関連や整合を図り、重点的に実施していく「重点施策」を設定するとともに、新型コロナウイルスの拡大といった社会状況を劇的に変化させる事象にも柔軟に対応できるような計画の構成に変更します。

2. 計画の位置付け

2-1 計画の位置付け、藤沢市都市交通計画とは

本計画は、都市計画の基本的な方針である「藤沢市都市マスター プラン」の交通に関する分野別計画で、交通に関する基本的な方針として定めます。また、上位・関連計画等と連携・整合を図り、総合的に交通施策を推進するため、従前の「藤沢市交通マスター プラン」が担う国が策定を促す「都市交通マスター プラン*」としての役割及び従前の「藤沢市交通アクションプラン」が担う国が策定を促す「都市・地域総合交通戦略*」と「地域公共交通計画*」の役割をすべて包含する計画として、新たに策定した計画です。なお、このうち、「地域公共交通計画」は、2020年(令和2年)の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律*の改正により、「地方公共団体は作成するよう努めなければならない」とされています。



■ 藤沢市都市交通計画の位置付け

2-2 計画の区域

本計画で対象とする区域は、藤沢市全域とします。

2-3 計画の構成

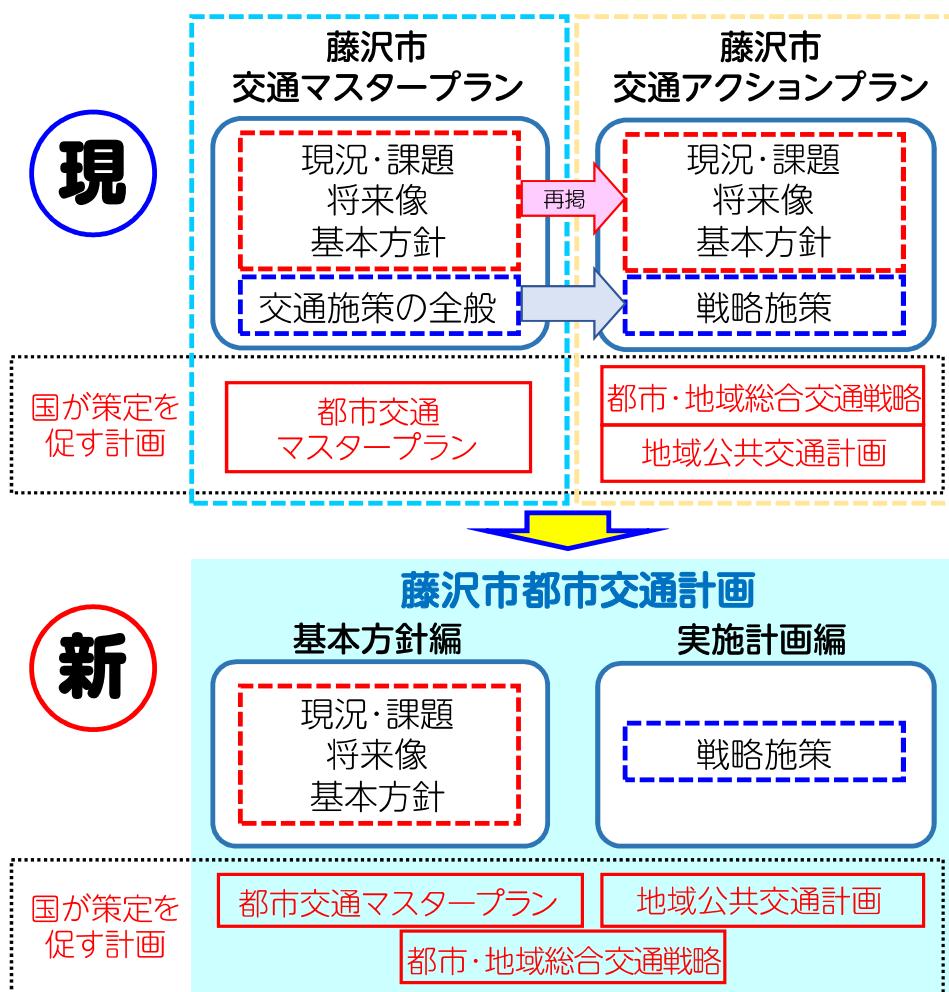
本計画は「基本方針編」と「実施計画編」で構成します。

「基本方針編」は、テレワークやEC(電子商取引)の定着、超高齢社会の進展などの本市をとりまく社会状況の変化を踏まえ、2040年(令和22年)を見据えた交通体系の方針性を示すものとして、現況・課題・将来像・基本方針を記載したものです。

「実施計画編」は、「基本方針編」を受けて、各基本方針において重点的に実施する主要な戦略施策を中心に記載したものです。

また、「実施計画編」の実施期間については、2028年度(令和10年度)までを「短期」、2033年度(令和15年度)までを「中期」とし、戦略施策を展開していきます。

このように、「基本方針編」と「実施計画編」を分けることで、社会状況の変化等により、施策を見直す場合には、「実施計画編」のみを見直すことができる柔軟な対応が可能な構成としました。



■ 藤沢市都市交通計画の構成